

岩手県告示第979号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成27年12月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
本多医院	一関市大東町大原字立町18番地	平成26年12月31日
中居歯科医院	宮古市保久田8番10号	平成27年11月7日